

木更津市立小中学校
新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

木更津市教育委員会

1	感染者が発生した場合の基本的な対応	
	(1) 児童生徒/教職員が感染した場合	… 1
2	濃厚接触者となった場合の基本的な対応	
	(1) 児童生徒/教職員が濃厚接触者となった場合	… 1
	(2) 同居する人が濃厚接触者となった場合	… 2
3	発熱や風邪症状が見られる場合	
	(1) 児童生徒の場合	… 2
	(2) 教職員の場合	… 2
	(3) 同居する人の場合	… 2
4	出席停止等の扱い	… 3, 4
5	校内体制の整備	… 5
6	連絡体制の整備	
	(1) 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合の連絡体制	… 6
	(2) 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合の各機関の 具体的な対応	… 6, 7
	(3) 児童生徒及び教職員に濃厚接触者が発生した場合の具 体的な対応	… 8
7	情報の発信について	… 9
別紙1	新型コロナウイルス感染症発生報告書	…10
別紙2	学校における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の 対応について	…11

1. 感染者が発生した場合の基本的な対応

(1) 児童生徒、教職員が感染した場合

君津保健所（以下保健所）から指示をされた期間、出席停止または出勤停止（療養休暇）とする。治癒後、出席・出勤が可能となる。

* 臨時休業の実施（2～3日）

→ 学校の消毒、保健所による濃厚接触者の特定

* 校内の消毒作業

* 保健所への情報提供

→ 濃厚接触者は、保健所によって特定され、自宅待機等の指示が出される。

* 児童生徒への支援

→ 学習の保障（家庭学習用のプリント等の配付）

→ 健康状態の把握（電話等で定期的に心身の健康状態を把握）

* 保護者へ情報の発信

* PCR 検査の実施

→ 保健所等の指示で状況に応じて実施

* 学校再開について保健所との協議

→ 濃厚接触者の特定、学校の消毒等要件が満たされた後、保健所と協議の上、学校の再開の時期を判断する。

2. 濃厚接触者となった場合の基本的な対応

(1) 児童生徒・教職員が濃厚接触者となった場合

保健所の指示に従い、出席停止または出勤停止（職免）となる。

→保健所と相談の上、出席停止、出勤停止を解除する。

*原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する。

* PCR 検査の結果

→ 陽性の場合は、1 - (1) と同様の扱いをする。

→ 陰性の場合は、最終接触日から2週間自宅待機とし、健康観察期間とする。（出席停止・出勤停止（職免））

- *濃厚接触者ではないが、念のため PCR 検査を実施する場合は、結果が出るまで自宅待機とする。(出席停止・職免)
- *PCR 検査の結果
 - 陽性の場合は、1 - (1) と同様の扱いをする。

(2) 同居する人が濃厚接触者となった場合

本人に、発熱や風邪症状等がない場合については、出席・出勤して差し支えない。

- *登校について、保護者から相談があった場合は、感染予防の協力を依頼する。また、欠席にならないことを伝える。(特欠)
- *原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する。
- *濃厚接触者の PCR 検査の結果
 - 陽性の場合は、2 - (1) と同様の扱いをする。

3. 発熱や風邪症状が見られる場合の対応

(1) 児童生徒の場合

- *出席停止
 - 症状が改善し、学校生活に支障がない場合、登校可能。
 - ※改善後、数日間、様子を見る場合も出席停止。

(2) 教職員の場合

- *特別休暇
 - 症状が改善し、勤務に支障がない場合、出勤可能。
 - ※改善後、数日間、様子を見る場合も特別休暇。

(3) 同居する人の場合

- *本人に発熱や風邪症状がない場合は、登校・出勤して差し支えない。
- *登校について、保護者から相談があった場合は、感染予防の協力を依頼する。また、欠席にならないことを伝える。(特欠)

4. 出席停止等の扱い

	状 況	児童生徒	教職員	学 校
(1)	感染が判明した場合	治癒するまで「 学校保健安全法19条に基づく出席停止 」とする	療養休暇 (臨時的任用教職員・会計年度任用教職員は特別休暇で取り扱うことができる)	学校は2日から2週間程度、 臨時休業 とする。(保健所の指示)
(2)	濃厚接触者に特定された場合 (濃厚接触者に準ずる場合も含む)	保健所が自宅待機などを求めた期間(感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から2週間が基本)「 学校保健安全法19条に基づく出席停止 」とする	職務に専念する義務の免除 (臨時的任用教職員・会計年度任用教職員も同じ) ※職免を8日以上取得する場合、校長経由で教育長あて申請書を提出。	学校は、原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する。
(3)	同居する人が濃厚接触者に特定された場合	本人に、発熱や風邪症状がない場合については、出席・出勤して差し支えがない。休む場合は、「 特欠 」扱いとする。	本人に症状ある場合は 特別休暇	学校は、原則として臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する。
(4)	発熱や風邪症状が見られる場合	「 学校保健安全法19条に基づく出席停止 」とする	特別休暇	通常
(5)	同居する人に発熱や風邪症状が見られる場合	本人に症状がない場合は、「 特欠 」扱いとする。	特別休暇 (勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る)	通常

(6)	海外から帰国し、2週間の自宅等で待機を要請された場合	その期間は「 学校保健安全法第19条に基づく出席停止 」とする。(その後、健康状態に問題がなければ登校可)	検疫法第16条第2項に規定する停留(これに準ずるものを含む)の対象となった場合： 特別休暇	通常
(7)	症状等はないが保護者から休ませたいと相談があった場合	「 非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない自由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日 」とする。 (特欠)		通常
(8)	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合	「 非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない自由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日 」とする。 (特欠)	教職員本人に症状有： 特別休暇	通常

※教職員の子どもの学校が臨時休業になった場合は、特別休暇(出勤困難)。

※臨時休業になった場合の教職員の勤務等については、教育委員会と協議。

※これ以外の対応については、学校教育課へ確認のこと。

5. 校内体制の整備

各学校においては、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置し、学校全体で感染対策に取り組む体制を整備することとする。

設置にあたっては、学校の規模や教職員構成に応じた対策本部となるよう努める。

【対策本部の役割】

- 平時**：感染対策の検討・実施、児童生徒及び教職員の健康状況確認 等
- 感染者等発生時**：対応の総括・指示、教育委員会との連絡、保健所との連絡、情報発信 等

【対策本部の設置例】

〔例1〕 既存の委員会を利用して、設置する。

・企画委員会 = 対策本部

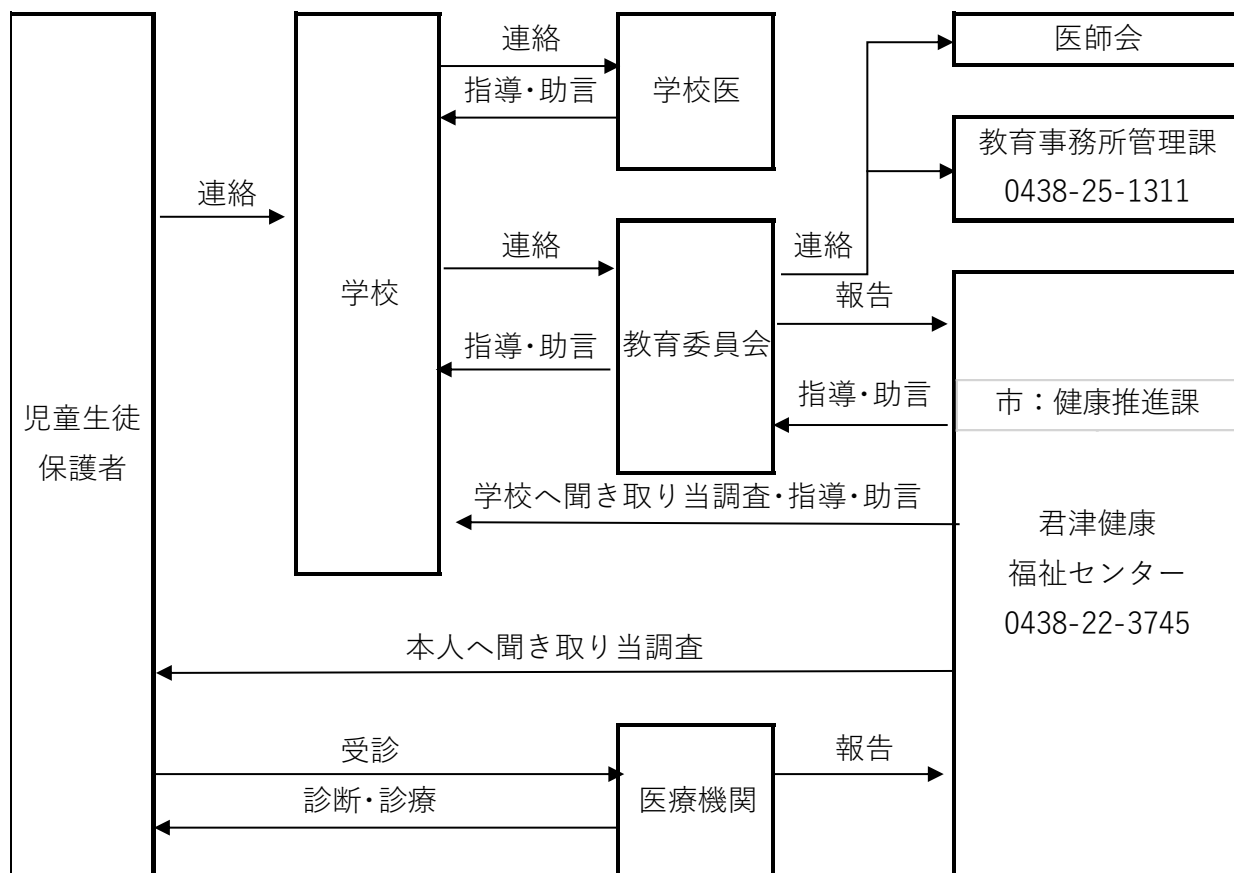
〔例2〕 基本メンバーを決め、扱う内容によりメンバーを増減する。

（例）感染者発生時

【対策本部】 校長、教頭、教務主任、保健主事 学年主任、養護教諭 など	+ 学級担任 など
--	-----------

6. 連絡体制の整備

(1) 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合の連絡体制



●関係機関への連絡

*あらかじめ、君津保健所、市教育委員会、学校医等の緊急連絡先一覧を作成し、教職員間で共有しておく。

●教職員・保護者への連絡

*緊急時の連絡体制（連絡網、メール配信、電話による連絡等）を確認しておく。

*学校のホームページを活用した情報提供方法を検討しておく。

(2) 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合の各機関の具体的な対応

①校長は、児童生徒または教職員に感染者が発生した場合、速やかに市教育委員会学校教育課(23-5245)に報告する。

②校長は、感染者について、治癒し、医師の指示が出るまでの間、出席停止及び出勤停止とする。

- ③校長は、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力すること。
- ④市教育委員会は感染症対策部会（教育長、部長、次長、4課長、学校教育課主幹、まなび支援センター所長、保健担当指導主事）を組織し、対応について協議する。市保健部、保健所との対応窓口は次長とし、速やかに連絡をとる。市対策本部会議については、部長が行う。
※保護者・教職員から連絡があった場合、別紙1に沿って聞き取りを行い、報告書を学校教育課へ提出。
- ⑤市教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、当該校について感染が確認された日の翌日から土日祝日を含め、3日間を目安に臨時休業を行う。ただし、臨時休業の期間・規模については、保健所と相談の上、別途判断する場合がある。
- ⑥学校は、保健所の指示に従い、市教育委員会及び学校薬剤師等と連携して、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム消毒液、または在庫が充分あるときは消毒用エタノール）を使用し、接触者が使用した教室等の消毒を速やかに行い、学校保健担当主事が確認を行う。
- ⑦学校は、市教育委員会と情報共有し、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書（連絡メール）を配布する。
- ⑧市教委（学校教育課主幹）は、個人情報に十分配慮した上で、市ホームページ等にて感染症に対しての情報（感染経路、学校での対策、消毒について、濃厚接触者やPCR検査対象者など）を周知する。
- ⑨学校は、当該児童生徒等が、差別・偏見・いじめ等の対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- ⑩保健所は、感染者の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。保健所が学校において、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等の調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力する。

(3) 児童生徒及び教職員に濃厚接触者が発生した場合の各機関の具体的な対応（同居家族が感染した場合など）

- ①校長は、児童生徒または教職員に濃厚接触者が発生した場合、速やかに市教育委員会学校教育課(23-5245)に報告する。
- ②校長は、濃厚接触者について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。出席停止の期間は、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間とする。ただし、この期間は保健所と相談の上、別途判断する場合がある。また、市教委は、原則として臨時休業は実施しないが、保健所の助言や、接触者の検査結果によって、実施を検討する場合がある。
- ③学校は、当該児童生徒等が、差別・偏見・いじめ等の対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- ④市教委は、感染症対策部会（教育長、部長、次長、4課長、学校教育課主幹、まなび支援センター所長、保健担当指導主事）を組織し、対応について協議する。市保健部、保健所との対応窓口は次長とし、必要に応じて連絡を取る。市対策本部会議については、部長が行う。

※保護者・教職員から連絡があった場合、別紙1に沿って聞き取りを行い、報告書を学校教育課へ提出。

※濃厚接触者がPCR検査の結果、陽性となった場合は、6-(2)感染者が発生した場合の対応をとる。

※濃厚接触者に準ずる場合の対応については、保健所等の助言を参考に出席停止の期間等を決定する。

7. 情報の発信について

